

<p style="text-align: center;">土木工事特記仕様書（H22年度版）</p> <p style="text-align: center;">※青色は中部地方整備局における書類簡素化のために規定し平成22年5月から運用しているもの。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事特記仕様書改訂（案）（H22年10月版）</p> <p style="text-align: center;">※青色は中部地方整備局における書類簡素化のために規定し平成22年5月から運用しているもの。 ※朱色は「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」により平成22年11月から適用するもの。 ※紫色は、平成22年5月から運用していた項目で、今回の「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」に含まれているもの。</p>	<p style="text-align: center;">区分</p>	<p style="text-align: center;">改定理由</p>
<p style="text-align: center;">第 1 編 共 通 編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>特仕1-1-1 適 用</p> <p>1. 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事の施工は、下記に示す図書のほか、この土木工事特記仕様書（以下「特仕」という。）によるものとする。 国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成21年9月） 中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案） （以下「施工管理基準等」という。）（平成21年9月） 中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。） （平成19年11月）</p> <p>2. 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事追加特記仕様書（以下「追特仕」という。）によるものとする。</p> <p>3. 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。</p> <p>4. 該当しない工種については、適用しないものとする。</p> <p>5. 「共仕」記載の「特記仕様書」は、「追加特記仕様書」と読み替えるものとする。</p> <p>6. 工事施工に伴い、請負者が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成22年3月）によるものとする。</p> <p>特仕1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 設計図書とは、「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義6. のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>2. 仕様書とは、「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義7. のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>3. 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>4. 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>5. 設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。</p> <p>6. 提示とは、「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義18. のほか、請負者が検査職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>7. 「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義「19. 報告」及び同「20. 通知」において、契約書第18条に該当しない軽易な事項については、書面にかえ、口頭、ファクシミリ、電子メール、情報共有システム等の手段で知らせる（以下、「連絡」という）ものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 共 通 編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>特仕1-1-1 適 用</p> <p>1. 国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事は、下記に示す図書のほか、この土木工事特記仕様書（以下「特仕」という。）により施工するものとする。 国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成21年9月） 中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案） （以下「施工管理基準等」という。）（平成21年9月） 中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。） （平成19年11月）</p> <p>2. 「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事追加特記仕様書（以下「追特仕」という。）によるものとする。</p> <p>3. 「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。</p> <p>4. 該当しない工種については、適用しないものとする。</p> <p>5. 「共仕」記載の「特記仕様書」は、「追加特記仕様書」と読み替えるものとする。</p> <p>6. 工事施工に伴い、請負者が作成、提出、保存等する書類とその取り扱いについては、原則として「土木工事書類作成提出要領」（平成22年3月）によるものとする。</p> <p>7. 「共仕」及び「特仕」記載の「請負者」及び「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」と読み替えるものとする。（平成22年9月15日付け国部整契第431号）</p> <p>特仕1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 設計図書とは、「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義6. のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>2. 仕様書とは、「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義7. のほかに「追特仕」をいう。</p> <p>3. 「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>4. 受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>5. 設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。</p> <p>6. 提示とは、「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義18. のほか、請負者が検査職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>7. 「共仕」第1編第1章1-1-2 用語の定義「19. 報告」及び同「20. 通知」において、契約書第18条に該当しない軽易な事項については、書面にかえ、口頭、ファクシミリ、電子メール、情報共有システム等の手段で知らせる（以下、「連絡」という）ものとする。</p>	<p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">追加</p>	<p>土木工事書類作成提出要領の適用を規定。</p> <p>「工事請負契約書の制定について」の一部改正について</p> <p>簡素化のため、検査職員への提示も必要。</p> <p>簡素化のため、用語を新設。</p>

- また、「連絡」とした場合「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義「2 1. 書面」(1)でいう書面への差し替えは要しない。
8. 工事検査とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義2 4. のほかに、施工途中段階に行う、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。
9. 納品とは、請負者から発注者に対して、工事に係わる完成図書や工事施工に係わる書類等設計図書で定められた書類を完成時に引き渡すことをいう。

特仕1-1-3 設計図書の照査等

1. 「設計図書の照査ガイドライン」の対象工種を含む場合は、照査要領(案)に基づき照査を実施するものとする。
2. 請負者は、設計図書において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確にするものである。請負者は、「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等(構造物等)を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が請負者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。

特仕1-1-4 施工計画書

1. 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の(3)～(8)・(10)の事項は省略することができるものとする。

~~また、「連絡」とした場合「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義「2 1. 書面」(1)でいう書面への差し替えは要しない。~~

8. 工事検査とは、「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義2 4. のほかに、施工途中段階に行う、完済部分検査、既済部分検査、中間技術検査、部分使用検査をいう。
9. 納品とは、請負者から発注者に対して、工事に係わる完成図書や工事施工に係わる書類等設計図書で定められた書類を完成時に引き渡すことをいう。
- 1 0. 「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義2を下記のとおり読み替えるものとする。
書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の**工事帳票**をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。また、**情報共有システム**を用いて作成及び提出等を行った**工事帳票**についても同様の取り扱いを行うものとする。
- 1 1. 「共仕」第1編第1章1-1-2用語の定義に以下の用語を追加する。
39. **納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
40. **電子納品**とは、**電子成果品**を**納品**することをいう。
41. **情報共有システム**とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った**工事帳票**については、別途紙に出力して提出しないものとする。
42. **工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影したものをいう。
43. **工事帳票**とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
44. **工事書類**とは、**工事写真**及び**工事帳票**をいう。
45. **契約関係書類**とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
46. **工事管理台帳**とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。**工事管理台帳**は、工事目的物の諸元をとりまとめた**施設管理台帳**と工事目的物の品質記録をとりまとめた**品質記録台帳**をいう。
47. **工事完成図書**とは、工事完成時に**納品**する成果品をいう。
48. **電子成果品**とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
49. **工事関係書類**とは、**契約図書**、**契約関係書類**、**工事書類**、及び**工事完成図書**をいう。

特仕1-1-3 設計図書の照査等

1. 「設計図書の照査ガイドライン」の対象工種を含む場合は、照査要領(案)に基づき照査を実施するものとする。
2. 請負者は、設計図書において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確にするものである。請負者は、「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等(構造物等)を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が請負者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。

特仕1-1-4 施工計画書

1. 請負代金額が2千万円以下の工事・単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、「共仕」第1編1-1-4施工計画書の1項の(3)～(8)・(10)の事項は省略することができるものとする。

- 一部修正
追加
追加
- 書面に関して差し替えに関する記述が削除されたため。
定義を明確化
簡素化のため、用語を新設。
「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」

2. 請負者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。
3. 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法を施工計画書に記載しなければならない。
ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。
4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-4施工計画書2項による変更施工計画書の提出については、変更部分のみを作成のうえ監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更箇所を追加もしくは削除することで提出に代えるものとする。

特仕1-1-5 工事カルテ作成、登録

1. 共仕1-1-5の「工事カルテ」は「登録のための確認のお願い」に、「工事カルテ受領書」は、「登録内容確認書」にそれぞれを読み替えるものとする。
2. 請負者は、完成時に作成する工事実績情報としての「登録のための確認のお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

特仕1-1-10 施工体制台帳

1. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
<名札の例>

監理（主任）技術者	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 10px auto;">2 cm×3 cm 程 度</div>	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注2) 所属会社の社印とする。

3. 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。
4. 請負者は、「土木工事書類作成提出要領」で定める様式に施工体制を記載し、施工体系図と共に下請負契約締結後および変更が生じた都度監督職員へすみやかに提出するものとし、これをもって「共仕」第1編1-1-10施工体制台帳第1項で定める提出に代えるものとする。

特仕1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、設計図書において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとする。

2. 請負者は、「共仕」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。
3. 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法を施工計画書に記載しなければならない。
ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。
4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-4施工計画書2項による変更施工計画書の提出については、変更部分のみを作成のうえ監督職員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更箇所を追加もしくは削除することで提出に代えるものとする。

特仕1-1-5 工事カルテ作成、登録

1. 共仕1-1-5の「工事カルテ」は「登録のための確認のお願い」に、「工事カルテ受領書」は、「登録内容確認書」にそれぞれを読み替えるものとする。
2. 請負者は、完成時に作成する工事実績情報としての「登録のための確認のお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

特仕1-1-10 施工体制台帳

1. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員または検査職員から要求があった場合はすみやかに提示しなければならない。
なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
2. 請負者は、監理技術者を置く工事にあつては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
<名札の例>

監理（主任）技術者	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 10px auto;">2 cm×3 cm 程 度</div>	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注2) 所属会社の社印とする。

3. 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。
4. 請負者は、「土木工事書類作成提出要領」で定める様式に施工体制を記載し、施工体系図と共に下請負契約締結後および変更が生じた都度監督職員へすみやかに提出するものとし、これをもって「共仕」第1編1-1-10施工体制台帳第1項で定める提出に代えるものとする。

特仕1-1-12 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、設計図書において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとする。

修正 文言修正

追加 簡素化対応

修正 提出から提示

追加 簡素化対応

のとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。
 2. 請負者は、設計図書において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

特仕1-1-18 建設副産物

1. 請負者は、**設計図書**において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に**連絡するものとする**。
 なお、これにより難しい場合には、監督職員と**協議**するものとする。
2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置
 - (1) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、**設計図書**に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。
 - (2) 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に**連絡**しなければならない。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。
 - (3) 単価契約等の場合は（1）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。
 請負者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
3. 建設副産物情報交換システムの登録
 請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。
 なお、これにより難しい場合には、監督職員と**協議**するものとする。
4. 建設副産物情報交換システムの活用
 - 1) 請負者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提示するものとする。
 - 2) 請負者は、建設リサイクル法第11条の対象工事については、施工計画書提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、建設リサイクル法第11条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に提示する。

のとし、調査票の根拠となった契約書等を**提示**するものとする。
 2. 請負者は、設計図書において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。

特仕1-1-16 支給材料及び貸与物件

1. 共仕1-1-16の第3項は下記のとおり読み替えるものとする。
3. 請負者は、**工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。**

特仕1-1-18 建設副産物

1. 請負者は、**設計図書**において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に**連絡するものとする**。
 なお、これにより難しい場合には、監督職員と**協議**するものとする。
2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置
 - (1) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、**設計図書**に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。
 - (2) 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に**連絡**なければならない。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。
 - (3) 単価契約等の場合は（1）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。
 請負者は本作業において1件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」第9条第1項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
3. 建設副産物情報交換システムの登録
 請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。
 なお、これにより難しい場合には、監督職員と**協議**するものとする。
4. 建設副産物情報交換システムの活用
 - 1) 請負者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に**提示**するものとする。
 - 2) 請負者は、建設リサイクル法第11条の対象工事については、施工計画書提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、建設リサイクル法第11条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に**提示**する。

追加

「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」

修正

報告から連絡

修正

報告から連絡

<p>特仕1-1-19 工事完成図</p> <p>1. 請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、完成時に納品するものとする。</p> <p>2. 請負者は、設計図書において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年3月）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で納品しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を納品しなければならない。</p>	<p>5. 共仕1-1-18の第6項は下記のとおり読み替えるものとする。</p> <p>6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を発注者に提出しなければならない。</p>	追加	「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」
<p>特仕1-1-23 施工管理</p> <p>1. 設計図書に()書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。</p> <p>2. 数量総括表の()書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。</p> <p>3. 請負者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復旧しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員および関係官公庁へ連絡し、その指示を受けるものとする。</p>	<p>特仕1-1-19 工事完成図</p> <p>1. 請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、完成時に納品するものとする。</p> <p>2. 請負者は、設計図書において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年3月）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で納品しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を納品しなければならない。</p> <p>特仕1-1-23 施工管理</p> <p>1. 設計図書に()書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。</p> <p>2. 数量総括表の()書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。</p> <p>3. 請負者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復旧しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員および関係官公庁へ連絡し、その指示を受けるものとする。</p>	追加	工事書類とは別扱いとするため。
<p>特仕1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長 平成17年3月31日）によるものとする。</p> <p>2. 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け 国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）によるものとする。</p> <p>3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止</p> <p>(1) 総則</p> <p>本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。</p> <p>なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。</p> <p>① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事。（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。）</p> <p>② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む）</p> <p>(2) 事故防止に関する施工手順</p> <p>1) 請負者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。この者を変更した場合も同様とする。</p> <p>2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。</p>	<p>特仕1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 「共仕」第1編1-1-26 工事中の安全確保の第1項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長 平成17年3月31日）によるものとする。</p> <p>2. 地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年6月13日付け 国部整技管第46号、国部整河工第8号、国部整道工第39号）によるものとする。</p> <p>3. 情報BOX等の埋設管路の事故防止</p> <p>(1) 総則</p> <p>本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報BOX・IRN（以下「情報BOX」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。</p> <p>なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。</p> <p>① 情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事。（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。）</p> <p>② 橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む）</p> <p>(2) 事故防止に関する施工手順</p> <p>1) 請負者は、図1-1に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、施工計画書に記載するものとする。この者を変更した場合も同様とする。</p> <p>2) 発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。</p>	追加	簡素化対応
		修正	簡素化対応

- 3) 請負者は、上記 2) の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と協議するものとする。
- なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。
- 4) 請負者は、上記 3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の立ち会いのもと埋設物件の試掘位置を、(3) 1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式-1により、監督職員に報告しなければならない。
- 5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で立会させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3) 2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。
- また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。
- また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の立会を求めることができる。
- なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で連絡するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-2により、監督職員に報告しなければならない。
- 6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-3により、監督職員へ報告しなければならない。
- 7) 監督職員は、上記 6) の報告を受けた場合はその内容について確認をするものとする。
- 8) 工事の検査職員は、情報BOXの確認書（様式-1～3）に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。
- 9) 請負者は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。
- (3) 試掘位置の決定及び試掘方法
- 1) 請負者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。
- なお、下記によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- ① 直線部
- 道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1-2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されてない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。
- ② 平面屈曲部
- a. 路面内障害物箇所
- マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図-2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。
- b. 施工位置特定箇所
- ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1-2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。
- また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。
- なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記a, bによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- ③ 縦断屈曲部
- 横断構造物等の箇所で、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。
- また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定

- 3) 請負者は、上記 2) の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と協議するものとする。
- なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。
- 4) 請負者は、上記 3) の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の立ち会いのもと埋設物件の試掘位置を、(3) 1) 項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式-1により、監督職員に報告しなければならない。
- 5) 埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で立会させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、(3) 2) 項により安全施工の徹底について教育しなければならない。
- また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。
- また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の立会を求めることができる。
- なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で連絡するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-2により、監督職員に報告しなければならない。
- 6) 埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式-3により、監督職員へ報告しなければならない。
- 7) 監督職員は、上記 6) の報告を受けた場合はその内容について確認をするものとする。
- 8) 工事の検査職員は、情報BOXの確認書（様式-1～3）に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。
- 9) 請負者は、情報BOXの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。
- (3) 試掘位置の決定及び試掘方法
- 1) 請負者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。
- なお、下記によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- ① 直線部
- 道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図1-2①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されてない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。
- ② 平面屈曲部
- a. 路面内障害物箇所
- マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図-2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。
- b. 施工位置特定箇所
- ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図1-2②bに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。
- また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。
- なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記a, bによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- ③ 縦断屈曲部
- 横断構造物等の箇所で、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。
- また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定

修正 用語の定義でいう「立会」とは異なる。

修正 報告から連絡。

される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。

2) 請負者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。

① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。

② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

(4) 情報BOXの確認書の提出

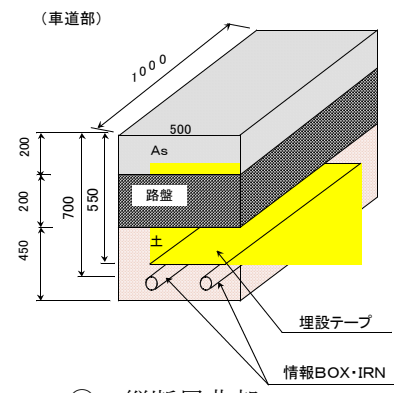
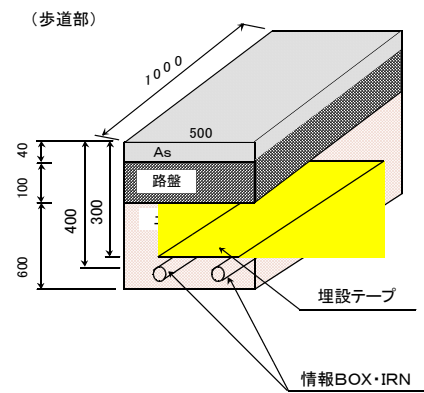
1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書(様式-1~3)にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に報告しなければならない。

2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に報告しなければならない。

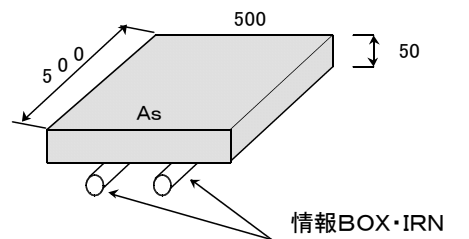
(5) 試掘の形状

1) 試掘の形状は、下記を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。

2) 請負者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。

① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。

② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。

なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。

(4) 情報BOXの確認書の提出

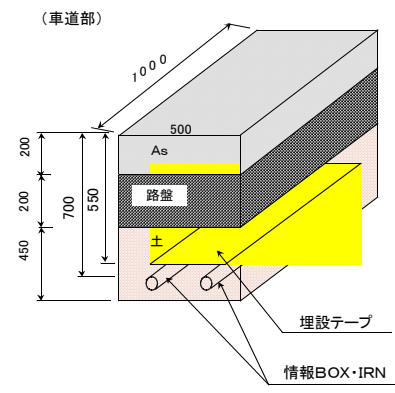
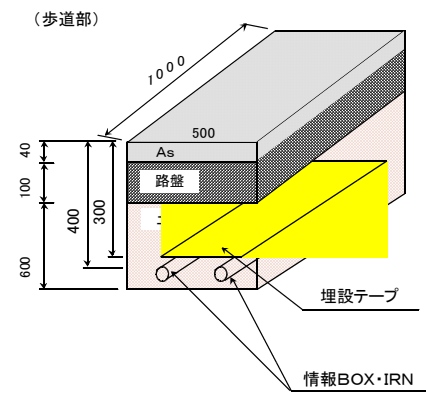
1) 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報BOXの確認書(様式-1~3)にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に報告しなければならない。

2) 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式-3にて監督職員に報告しなければならない。

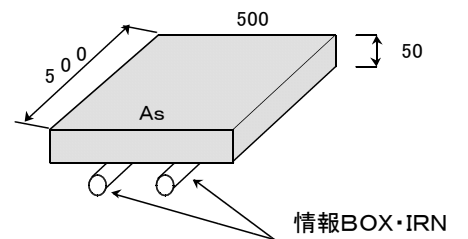
(5) 試掘の形状

1) 試掘の形状は、下記を標準とする。

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



情報BOX・IRNの「事故防止のための手順」

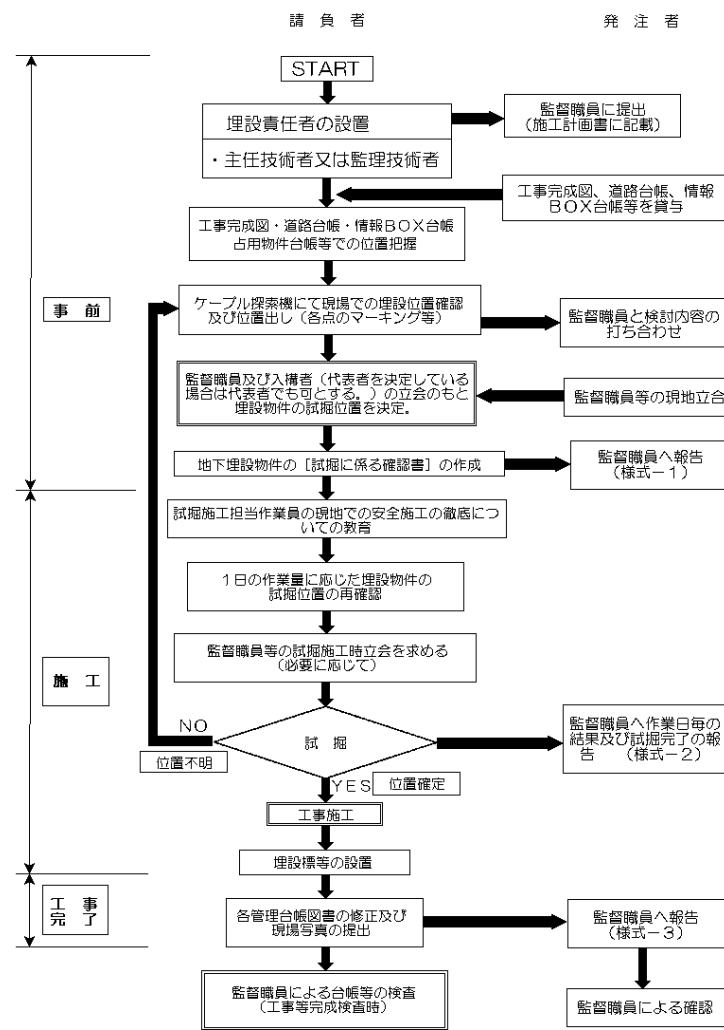


図 1 - 1

情報BOX・IRNの「事故防止のための手順」

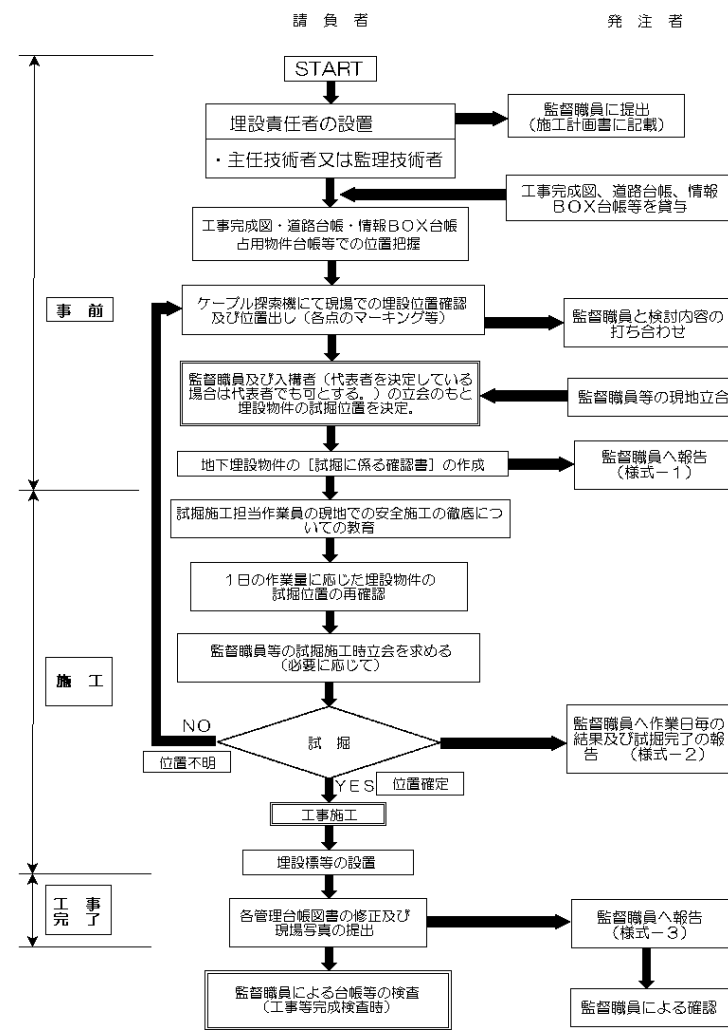
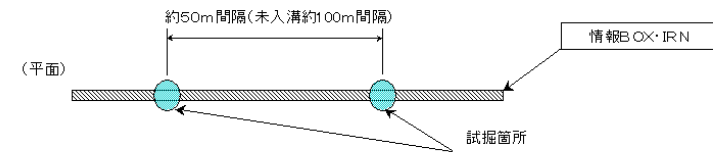


図 1 - 1

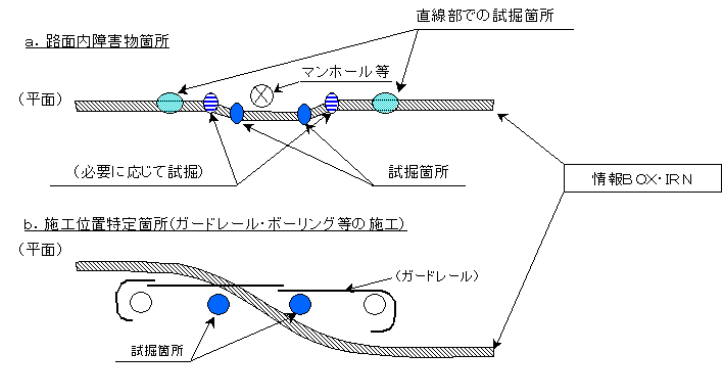
情報BOX・IRNの〔試掘位置の決定〕

①直線部



※ケーブル入溝の場合は約50m間隔、未入溝の場合は約100m間隔で試掘を行うこと。

②平面屈曲部



※:

③縦断屈曲部

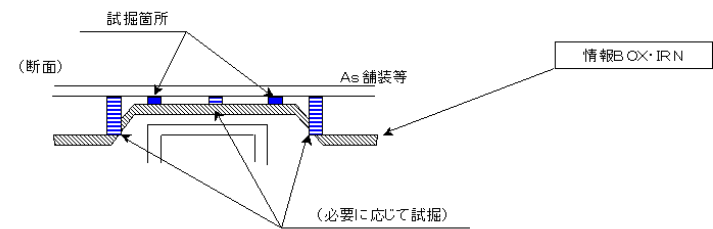


図 1-2

4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。
5. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、設計図書において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

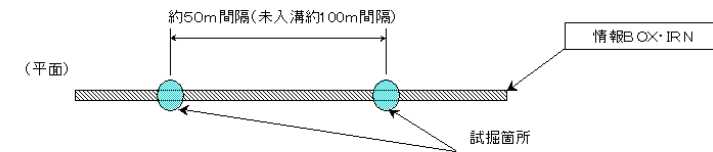
- (1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、(7)の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしな

こと。

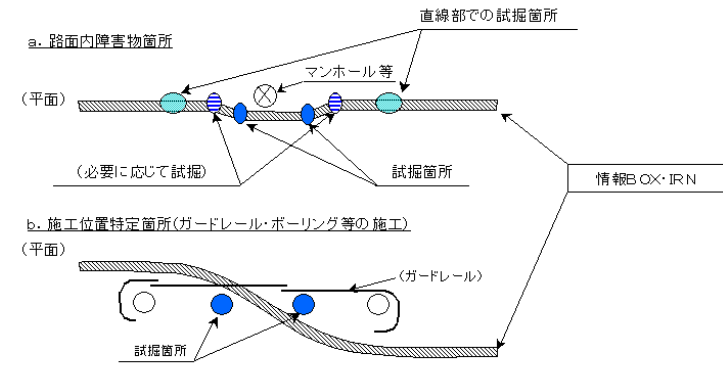
情報BOX・IRNの〔試掘位置の決定〕

①直線部



※ケーブル入溝の場合は約50m間隔、未入溝の場合は約100m間隔で試掘を行うこと。

②平面屈曲部



③縦断屈曲部

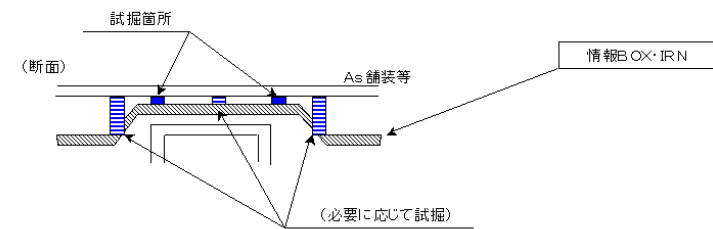


図 1-2

4. 請負者は、「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。
5. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、設計図書において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

- (1) イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に1項目以上で計5項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション4. デザイン工事看板は、(6)の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしな

こと。

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、 4. 現場休憩所の快適化、 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ （電光式標識等）2. 盗難防止対策（警報機等）、 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設 置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 9. 社会貢献

置

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書第1項(13)現場作業環境の整備に記載するものとする。
- (3) 工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
- (4) 下記項目に係るイメージアップは、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
- ・作業服
 - ・室内装飾品等
- (5) 柵等の図柄、規格等
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
- (6) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
その他	広報したい情報（財源、関連工事等）

- (7) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。

	内 容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、 4. 現場休憩所の快適化、 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ （電光式標識等）2. 盗難防止対策（警報機等）、 3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設 置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 9. 社会貢献

- (2) イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第1編1-1-4 施工計画書第1項(13)現場作業環境の整備に記載するものとする。
- (3) 工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
- (4) 下記項目に係るイメージアップは、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
- ・作業服
 - ・室内装飾品等
- (5) 柵等の図柄、規格等
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
- (6) (1) の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問合せ先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。
その他	広報したい情報（財源、関連工事等）

- (7) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。

修正

簡素化対応。

削除

(4) を削除。
以下(5)～(9)が(4)～(8)に変更。

- (8) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。
6. 請負者は、**設計図書**で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。
- (1) 請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を**施工計画書**に**記載**しなければならない。
- (2) 請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に**報告**し、**甲乙協議**によって実施するものとする。
- (3) 請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。
- (4) 請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管するとともに、**監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
7. 請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
- また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。
- (1) 上記保全処置については、「共仕」第1編1-1-4 **施工計画書**の1項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
- (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」第1編1-1-41（臨機の措置）の**規定**によるものとする。
- (3) 請負者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に**連絡**するものとする。
- また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に報告するものとする。
8. 請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。
- なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が75cmを越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。
- また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、**監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
9. 請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。
10. 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、**施工計画書**に具体的な時間を記載しなければならない。
- また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。
- なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について**実施記録を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
11. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。
- 1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、**施工計画書**の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
12. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し**施工計画書へ記載**しなければならない。
- (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画
- (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。
- 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
- 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
- 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法

- (8) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。
6. 請負者は、**設計図書**で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。
- (1) 請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を**施工計画書**に**記載**しなければならない。
- (2) 請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に**報告**し、**甲乙協議**によって実施するものとする。
- (3) 請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。
- (4) 請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管するとともに、**監督職員または検査職員の請求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
7. 請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあつては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
- また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあつても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。
- (1) 上記保全処置については、「共仕」第1編1-1-4 **施工計画書**の1項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
- (2) 上記事実が発生した場合は、「共仕」第1編1-1-41（臨機の措置）の**規定**によるものとする。
- (3) 請負者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に**連絡**するものとする。
- また、震度3以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に**報告**するものとする。
8. 請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。
- なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上棧の間隔が75cmを越える場合は、その間に単管パイプ等により中棧を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。
- また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、**監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
9. 請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。
10. 請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、**施工計画書**に具体的な時間を記載しなければならない。
- また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。
- なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について**実施記録を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
11. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。
- 1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、**施工計画書**の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
12. 請負者は「共仕」第1編1-1-26工事中の安全確保の8項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成し**施工計画書へ記載**しなければならない。
- (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画
- (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。
- 1) 月1回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
- 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
- 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法

修正

簡素化対応

修正

簡素化対応

修正

報告から連絡。

修正

簡素化対応

修正

簡素化対応

修正

簡素化対応

<p>4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施</p> <p>13. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。</p> <p>14. 請負者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>15. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに関係機関に通報し応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>特仕1-1-28 後片付け 請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。</p>	<p>4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施</p> <p>13. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。</p> <p>14. 請負者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>15. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに関係機関に通報し応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>特仕1-1-28 後片付け 請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。</p>	修正	誤植
<p>特仕1-1-30 環境対策</p> <p>1. 請負者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1-1-30環境対策6項の表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 なお、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 請負者は、「共仕」1-1-30環境対策の7項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。 ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。 ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。 低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに提示するものとする。</p> <p>3. セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。 (1) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 (2) 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合は基準内に納まるよう設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第7条に規定され、第6条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備</p>	<p>特仕1-1-30 環境対策</p> <p>1. 請負者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1-1-30環境対策6項の表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 なお、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 請負者は、「共仕」1-1-30環境対策の7項の協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。 ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。 ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。 低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況等を整理し、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに提示するものとする。</p> <p>3. セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。 (1) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。 (2) 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合は基準内に納まるよう設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）第7条に規定され、第6条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針 国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備</p>	追加	簡素化対応
<p>修正</p>	修正	修正	提出から提示

局)」を参照する。また、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と協議するものとする。

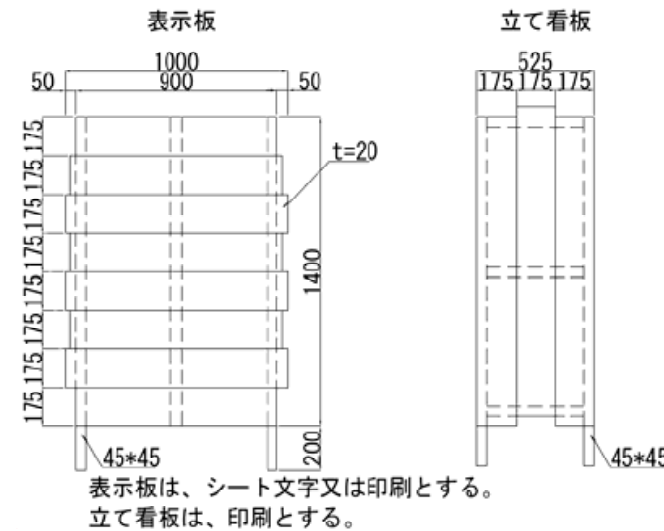
5. 請負者は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとするとともに、参考図を下記に示す。

- ① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。
- ② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。

ただし、供給状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。

前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。



6. 設計図書に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

(1) 請負者は、設計図書に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。

また、得られた調査結果については速やかに監督職員に提出しなければならない。

(2) 請負者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。

7. 請負者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について別途監督職員と協議するものとする。

8. 請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。

特仕1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

(1) 運搬・輸送計画

- ① 共通仕様書1-1-32交通安全管理3項でいう交通安全輸送に関する必要な事項の計画については、施工計画書に記載するものとし、書面の提出に代えるものとする。

局)」を参照する。また、「特定調達品目 調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と協議するものとする。

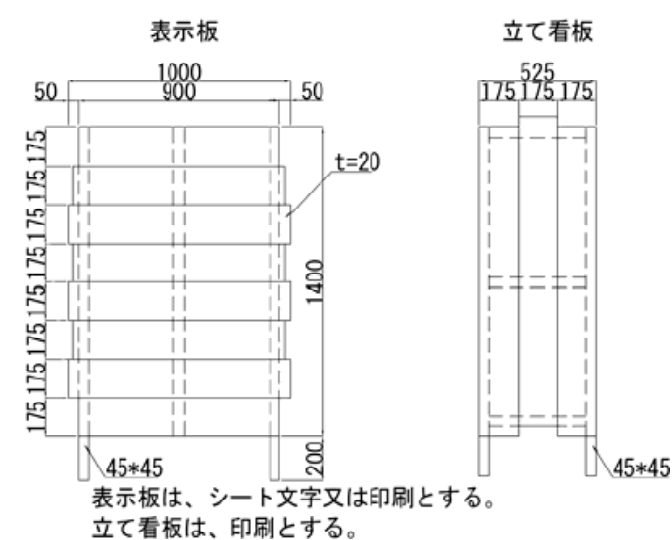
5. 請負者は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、この場合以下のとおりとするとともに、参考図を下記に示す。

- ① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。
- ② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。

ただし、供給状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。

前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。



6. 設計図書に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。

(1) 請負者は、設計図書に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。

また、得られた調査結果については速やかに監督職員に提出しなければならない。

(2) 請負者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は設計図書について監督職員と協議するものとする。

7. 請負者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について別途監督職員と協議するものとする。

8. 請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。

特仕1-1-32 交通安全管理

1. 請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

(1) 運搬・輸送計画

- ① 共通仕様書1-1-32交通安全管理3項でいう交通安全輸送に関する必要な事項の計画については、施工計画書に記載するものとし、書面の提出に代えるものとする。

追加 簡素化対応

追加 簡素化対応

(2) 交通規制及び標識

- ① 請負者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
- ② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
- ③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に**提出**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。
- ④ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に作成しなければならない。「共仕」第1編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。

表1-1 標識車等の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2tトラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 交通誘導員

- ① 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導員」という。)を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
 - ② 請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
 - ③ 請負者は、交通誘導員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者)としなければならない。
 - ④ 請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを**保管し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
 - ⑤ 請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とする事ができる。その場合は、経歴書を監督職員に提出しなければならない。
但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。
2. 請負者は、道路工事保安施設設置基準(案)により設置する保安灯のうち、電源に

(2) 交通規制及び標識

- ① 請負者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
- ② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
- ③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に**提出**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。
- ④ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-1のとおりとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に作成しなければならない。「共仕」第1編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。

表1-1 標識車等の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準(案)(昭和47年2月)の⑩に準ずる(標識のベース車両に搭載)ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2tトラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通誘導員

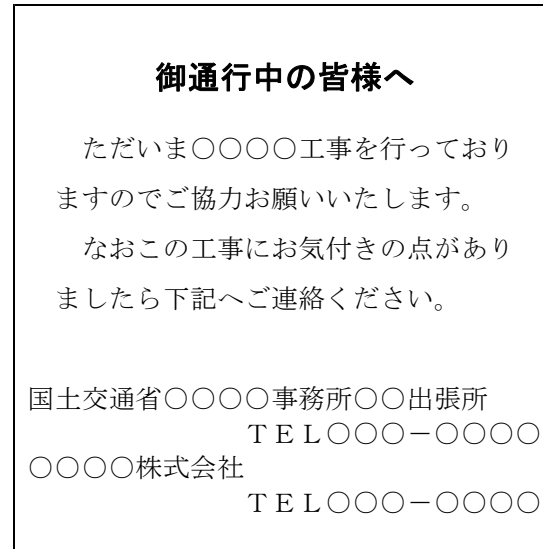
- ① 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者(以下「交通誘導員」という。)を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
 - ② 請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。
 - ③ 請負者は、交通誘導員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者)としなければならない。
 - ④ 請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを**保管し、監督職員または検査職員の要求があった場合は、すみやかに提示するものとする。**
 - ⑤ 請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とする事ができる。その場合は、経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。
但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。
2. 請負者は、道路工事保安施設設置基準(案)により設置する保安灯のうち、電源に

修正 提出から提示

商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。

3. 請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。
4. 請負者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-3を参考に標識を作成しなければならない。

図1-3 標識⑦



5. 請負者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあつては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
6. 共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、請負者は下記の資料を**整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに提示**しなければならない。
車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について
 - ① **施工計画書**に一般制限値を越える車両等を記載
 - ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。
 - ③ 通行許可証の写し
 - ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）
なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
7. 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に**連絡**しなければならない。

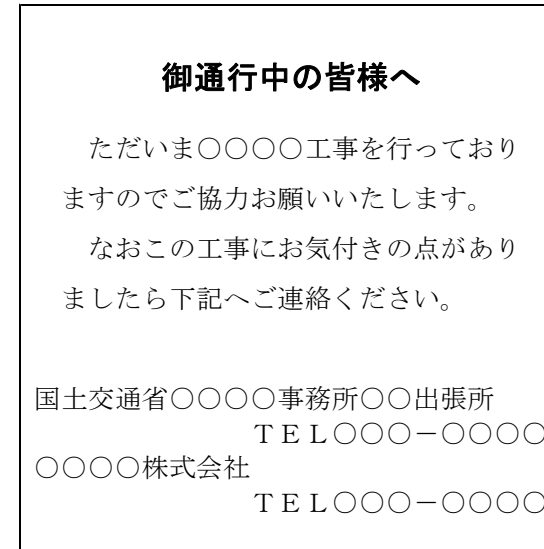
特仕1-1-35 官公庁等への手続等

1. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
2. 請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に**連絡**し、これにあたらなければならない。
3. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**連絡**し、**指示**があればそれに従うも

商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。

3. 請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。
4. 請負者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-3を参考に標識を作成しなければならない。

図1-3 標識⑦



5. 請負者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあつては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
6. 共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、請負者は下記の資料を**整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合はすみやかに提示**しなければならない。
車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について
 - ① **施工計画書**に一般制限値を越える車両等を記載
 - ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。
 - ③ 通行許可証の写し
 - ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）
なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
7. 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に**連絡**しなければならない。

特仕1-1-35 官公庁等への手続等

1. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
2. 請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に**連絡**し、これにあたらなければならない。
3. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**連絡**し、**指示**があればそれに従うも

修正 提出から提示

追加 簡素化対応

追加 簡素化対応

修正 報告から連絡

追加 簡素化対応

のとする。

特仕1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

請負者は、設計図書に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、4月下旬から5月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を行う道路上での工事を施工してはならない。

特仕 1 - 1 - 37 工事測量

請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

特仕 1 - 1 - 39 特許権等

請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、監督職員に連絡するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、発明または考案の内容と出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

特仕1-1-40 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

特仕 1 - 1 - 41 臨機の措置

請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に連絡しなければならない。

特仕 1 - 1 - 42 公共工事等における新技術活用の促進

請負者は、新技術情報提供システム（NETIS）等により、使用することが有用な新技術等が明らかになり当該技術による施工を行おうとする場合は、その施工について監督職員と協議または報告するものとする。

特仕1-1-43 主任技術者及び監理技術者

1. 請負者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表1-2に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。

表1-2 主任技術者又は監理技術者の資格

	主任技術者又は監理技術者
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ 建設業法第15条2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。

のとする。

特仕1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

請負者は、設計図書に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、4月下旬から5月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を行う道路上での工事を施工してはならない。

特仕 1 - 1 - 37 工事測量

請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

特仕 1 - 1 - 39 特許権等

請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、監督職員に連絡するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、発明または考案の内容と出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

特仕1-1-40 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

特仕 1 - 1 - 41 臨機の措置

請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に連絡しなければならない。

特仕 1 - 1 - 42 公共工事等における新技術活用の促進

請負者は、新技術情報提供システム（NETIS）等により、使用することが有用な新技術等が明らかになり当該技術による施工を行おうとする場合は、その施工について監督職員と協議または報告するものとする。

特仕1-1-43 主任技術者及び監理技術者

1. 請負者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表1-2に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に提出するものとする。

表1-2 主任技術者又は監理技術者の資格

請求代金額	主任技術者又は監理技術者
	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ 建設業法第15条2号ハの規定により建設大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

追加

簡素化対応

4,500万円以上 10,000万円以上	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者
-------------------------	--	--

2. 請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。
- 変更については、下記を満足することを条件とする。
- 1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
 - 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
 - 3) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
 - 4) 上記3)において途中交代を認める際の現場対応
 - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。
3. 請負者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に提出しなければならない。
4. 請負者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第1編1-1-4 施工計画書に記載しなければならない。
5. 請負者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に提出しなければならない。
6. 請負者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
- なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

特仕1-1-44 低入札価格調査制度の調査対象工事

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。

4,500万円以上 10,000万円以上	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者
-------------------------	--	--

2. 請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。
- 変更については、下記を満足することを条件とする。
- 1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
 - 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
 - 3) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
 - 4) 上記3)において途中交代を認める際の現場対応
 - ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ③ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。
3. 請負者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に提出しなければならない。
4. 請負者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第1編1-1-4 施工計画書に記載しなければならない。
5. 請負者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から7日以内に提出しなければならない。
6. 請負者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
- なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

特仕1-1-44 低入札価格調査制度の調査対象工事

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 請負者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。
- (2) 請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。この場合においては、請負者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

2. 設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。
- ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時
 - ② 鋼橋上部工・・・ 架設時、現場溶接時
 - ③ P C 上部工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
 - ④ 基礎工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
 - ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・ 転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
 - ⑥ A s 舗装・・・ 転圧時、合材温度測定時、密度測定時
 - ⑦ 地盤改良工・・・ グラウト時、改良深度計測
 - ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・・ 削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
 - ⑨ トンネル・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
 - ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時
3. 設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

特仕1-1-45 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

1. 請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。
また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。
2. 請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
3. 請負者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占有者の**立ち会い**を得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4. 請負者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等につい

- (1) 請負者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に**提出**するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から**指示**するものとする。
- (2) 請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。この場合においては、請負者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

2. 設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日1回以上の常時確認を実施する。
- ① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時
 - ② 鋼橋上部工・・・ 架設時、現場溶接時
 - ③ P C 上部工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
 - ④ 基礎工・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
 - ⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・ 転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
 - ⑥ A s 舗装・・・ 転圧時、合材温度測定時、密度測定時
 - ⑦ 地盤改良工・・・ グラウト時、改良深度計測
 - ⑧ アンカー工（グラウンドアンカー）・・・ 削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
 - ⑨ トンネル・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
 - ⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時
3. 設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

特仕1-1-45 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

1. 請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。
また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。
2. 請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
3. 請負者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占有者の**立ち会い**を得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4. 請負者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等につい

修正

用語の定義でいう「立会」とは異なる

て打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。
なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

特仕1-1-46 踏 荒 し

1. 請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
2. 請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

特仕1-1-47 か し 担 保

1. かしの修補又は損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第44条第2項に示すほか、次のとおりとする。
植栽等 1年以内
植栽等とは、樹木・地被類とする。
但し、移植及び根回し工事は適用除外とする。

特仕1-1-48 電 子 納 品

1. 追加特記仕様書に明記なき場合は、電子納品の対象とする。
2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが監督職員と協議するものとする。
3. 電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。
4. 発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。
5. 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
6. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。
7. 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所
掲載箇所： <http://www.cals-ed.go.jp/>
8. 事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】」を利用すること。
掲載箇所： <http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm>

特仕1-1-49 V E

1. 請負者は、設計図書においてVE提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。
(1) 定義
「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。
(2) VE提案の範囲
1) VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。
① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
② 契約書第18条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
(3) VE提案書の提出
1) 請負者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式-

て打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。
なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

特仕1-1-46 踏 荒 し

1. 請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
2. 請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

特仕1-1-47 か し 担 保

1. かしの修補又は損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第44条第2項に示すほか、次のとおりとする。
植栽等 1年以内
植栽等とは、樹木・地被類とする。
但し、移植及び根回し工事は適用除外とする。

特仕1-1-48 電 子 納 品

1. 追加特記仕様書に明記なき場合は、電子納品の対象とする。
2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが監督職員と協議するものとする。
3. 電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。
4. 発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。
5. 「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
6. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。
7. 「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所
掲載箇所： <http://www.cals-ed.go.jp/>
8. 事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】」を利用すること。
掲載箇所： <http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm>

特仕1-1-49 V E

1. 請負者は、設計図書においてVE提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。
(1) 定義
「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。
(2) VE提案の範囲
1) VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。
① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
② 契約書第18条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
(3) VE提案書の提出
1) 請負者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式-

- 1～4)に記載し、甲に**提出**しなければならない。
- ① **設計図書**に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤ 工業所有権等を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 発注者は、**提出**されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を乙に求めることができる。
- 3) 請負者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、請負者の負担とする。
- (4) V E提案の審査・採否等
- 提出**されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。
- (5) 提案の採否の通知
- V E提案の採否については、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面により**通知**するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して**通知**するものとする。
- (6) V E提案を採用した場合の設計変更等
- 1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。
 - 2) 前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
 - 3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 4) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として、変更しないものとする。
- (7) 提案の評定
- V E提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後V E審査委員会において評価を行うものとする。
- (8) 提案内容の活用と保護
- 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。
- (9) 責任の所在
- 発注者がV E提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。

特仕1-1-50 新技術の活用等（施工者希望型）

1. 請負者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）によるものとする。
2. 請負者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書(様式-I-13)」を監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が指示する「活用効果調査表(様式IV-8-3)」に必要事項を記入のうえ提出しなければならない。なお、提出にあたっては、監督職員より指示された媒体によるものとする。
4. 請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が指示する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。

- 1～4)に記載し、甲に**提出**しなければならない。
- ① **設計図書**に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤ 工業所有権等を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 発注者は、**提出**されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を乙に求めることができる。
- 3) 請負者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に**提出**できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、請負者の負担とする。
- (4) V E提案の審査・採否等
- 提出**されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。
- (5) 提案の採否の通知
- V E提案の採否については、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面により**通知**するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して**通知**するものとする。
- (6) V E提案を採用した場合の設計変更等
- 1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。
 - 2) 前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。
 - 3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 4) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として、変更しないものとする。
- (7) 提案の評定
- V E提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後V E審査委員会において評価を行うものとする。
- (8) 提案内容の活用と保護
- 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。
- (9) 責任の所在
- 発注者がV E提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。

特仕1-1-50 新技術の活用等（施工者希望型）

1. 請負者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム(NETIS)」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）によるものとする。
2. 請負者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書(様式-I-13)」を監督職員に**提出**しなければならない。
3. 請負者は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が**指示**する「活用効果調査表(様式IV-8-3)」に必要事項を記入のうえ**提出**しなければならない。なお、提出にあたっては、監督職員より**指示**された媒体によるものとする。
4. 請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が**指示**する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。

5. 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。

特仕1-1-51 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。

5. 請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。

特仕1-1-51 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。

～ 中 略 ～

<p style="text-align: center;">土木工事特記仕様書（H22年度版）</p> <p>※青色は中部地方整備局における書類簡素化のために規定し平成22年5月から運用しているもの。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事特記仕様書改訂（案）（H22年10月版）</p> <p>※青色は中部地方整備局における書類簡素化のために規定し平成22年5月から運用しているもの。 ※朱色は「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」により平成22年11月から適用するもの。 ※紫色は、平成22年5月から運用していた項目で、今回の「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」に含まれているもの。</p>	<p style="text-align: center;">区分</p>	<p style="text-align: center;">改定理由</p>
<p style="text-align: center;">第 3 編 土木工事共通編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>特仕1-1-4 現場技術員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。 2. 請負者が監督職員に対して行う連絡は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。 3. 監督職員から請負者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。 <p>特仕1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「共仕」第3編1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、別に定める確認・立会簿により実施するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①請負者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ②監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を請負者に通知するものとし、確認立会の実施後は直ちにその結果を確認立会書として回答するものとする。 ③確認・立会簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。 2. 「共仕」第3編1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第6項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①請負者は、「共仕」第3編1-1-6表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 ②請負者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ③監督職員は、提出された確認内容に対しての確認方法を請負者に通知するものとし、請負者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。また、段階確認においては請負者は臨場しなければならない。 ④段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。 ⑤段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。 <p>特仕1-1-8 品質証明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請負者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を「共仕」第1編第1章1-1-4 施工計画書の第1項(15) その他に記載しなければならない。 2. 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様 	<p style="text-align: center;">第 3 編 土木工事共通編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>特仕1-1-4 現場技術員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。 2. 請負者が監督職員に対して行う連絡は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。 3. 監督職員から請負者に対する連絡が現場技術員を通じて行われた場合は、監督職員から直接連絡があったものと同等である。 <p>特仕1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「共仕」第3編1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第1項の立会の実施にあたっては、別に定める確認・立会簿により実施するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①請負者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ②監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を請負者に通知するものとし、確認立会の実施後は直ちにその結果を確認立会書として回答するものとする。 ③確認・立会簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、確認・立会に用いた資料等は確認・立会の実施者が保管するものとする。 2. 「共仕」第3編1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第6項の段階確認の実施にあたっては、別に定める段階確認簿により実施するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①請負者は、「共仕」第3編1-1-6表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 ②請負者は段階確認に係わる種別・細別、施工予定時期等を確認内容として段階確認簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。 ③監督職員は、提出された確認内容に対しての確認方法を請負者に通知するものとし、請負者は通知された確認方法により段階確認を受けなければならない。また、段階確認においては請負者は臨場しなければならない。 ④段階確認の実施結果について監督職員は速やかに確認結果、確認日等を確認書として回答するものとする。 ⑤段階確認簿による提出、通知、回答は電子メールを使用することを原則とし、段階確認に用いた品質・出来形記録資料やその他参考資料等は、確認実施者が保管するものとする。 <p>特仕1-1-8 品質証明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請負者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期と実施内容を「共仕」第1編第1章1-1-4 施工計画書の第1項(15) その他に記載しなければならない。 2. 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および工事検査の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様 	<p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">追加</p> <p style="text-align: center;">追加</p>	<p style="text-align: center;">簡素化対応</p> <p style="text-align: center;">簡素化対応</p> <p style="text-align: center;">簡素化対応</p> <p style="text-align: center;">簡素化対応</p>

式により、整備、保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕 1-1-9 工事完成図書の納品

1. 請負者は、「共仕」第3編1-1-9 **工事完成図書の納品**という工事完成図書の提出は、完成時に**納品**することに代えるものとする。
2. 請負者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で**納品**しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。
3. 請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を**納品**しなければならない。

特仕 1-1-11 施工管理

請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて作成し、完成時に**納品**しなければならない。

式により、整備、保管し、完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員または検査職員から請求があった場合はすみやかに**提示**しなければならない。

特仕 1-1-9 工事完成図書の納品

- ~~1. 請負者は、「共仕」第3編1-1-9 **工事完成図書の納品**という工事完成図書の提出は、完成時に**納品**することに代えるものとする。~~
- ~~2. 請負者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で**納品**しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。~~
- ~~3. 請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を**納品**しなければならない。~~

「共仕」第3編1-1-9 工事完成図書の納品については、下記のとおり記述を読み替えるものとする。

1. 受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。
 - ① 工事完成図
 - ② 工事管理台帳
2. 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。
3. 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。
4. 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTD ファイルは、「国土交通省CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(<http://www.cals-ed.go.jp/index.html>)において公開している「工事完成図書に係わるDTD、XML 出力例」H20.5(H20.9.17 更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。

また、台帳フォルダ（REGISTER）の作成は不要とし、電子納品する台帳データがある場合は、その他フォルダ（OTHS）へ格納するものとする。
5. 受注者は、設計図書において道路工事完成図等作成の対象工事と明示された場合、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。
6. 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

特仕 1-1-11 施工管理

請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日）に基づいて作成し、完成時に**納品**しなければならない。

削除・
修正

「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」制定により全国統一の定義付けがなされたため。

追加

「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」制定による。

追加

簡素化対応

特仕1-1-15 提出書類

1. 請負者は、契約書に定めるもののほか、「共仕」第3編1-1-15 工事提出書類の提出すべき書類は下記のものとし標準帳票様式等により監督職員に提出するものとする。
なお、「土木工事書類作成提出要領」の適用時は、「土木工事書類作成提出要領」で定める帳票様式等を優先するものとする。
 - (1) 施工計画書
 - (2) 材料確認願
 - (3) 段階確認書
 - (4) 確認・立会願
 - (5) 工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿）
 - (6) 工事履行報告書
 - (7) 品質管理図表
 - (8) 出来形管理図表
 - (9) 施工体制台帳及び施工体系図
 - (10) 各種台帳 植栽台帳・照明台帳・防護柵台帳・標識台帳・橋梁台帳・舗装台帳・品質記録保存資料
2. 工事書類の簡素化の試行については、「工事書類簡素化一覧表（案）」に基づき実施するものとする。
また、請負者は、設計図書において「工事打ち合わせ簿等の電子化」の対象工事であることを明示された場合は、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、所定の様式に基づき電子メールにて提出するものとする。
なお、これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。
また、「土木工事書類作成提出要領」の適用時は、「土木工事書類作成提出要領」で定める書類の取り扱い方法等を優先するものとする。
3. 請負者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。
対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成18年4月19日）に準拠しなければならない。
また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に提示を依頼するものとする。

特仕1-1-15 提出書類

1. 請負者は、工事書類の提出は、表1-1に基づき実施するものとする。（平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領 工事関係書類一覧表）
~~契約書に定めるもののほか、「共仕」第3編1-1-15 工事提出書類の提出すべき書類は下記のものとし標準帳票様式等により監督職員に提出するものとする。~~
~~なお、「土木工事書類作成提出要領」の適用時は、「土木工事書類作成提出要領」で定める帳票様式等を優先するものとする。~~
 - ~~(1) 施工計画書~~
 - ~~(2) 材料確認願~~
 - ~~(3) 段階確認書~~
 - ~~(4) 確認・立会願~~
 - ~~(5) 工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿）~~
 - ~~(6) 工事履行報告書~~
 - ~~(7) 品質管理図表~~
 - ~~(8) 出来形管理図表~~
 - ~~(9) 施工体制台帳及び施工体系図~~
 - ~~(10) 各種台帳 植栽台帳・照明台帳・防護柵台帳・標識台帳・橋梁台帳・舗装台帳・品質記録保存資料~~
2. 工事書類の簡素化の試行については、「工事書類簡素化一覧表（案）」に基づき実施するものとする。
~~また、請負者は、設計図書において「工事打ち合わせ簿等の電子化」の対象工事であることを明示された場合は、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、所定の様式に基づき電子メールにて提出するものとする。~~
~~なお、これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。~~
~~また、「土木工事書類作成提出要領」の適用時は、「土木工事書類作成提出要領」で定める書類の取り扱い方法等を優先するものとする。~~

修正

「土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」により工事書類一覧表が新たに策定されたため修正。
なお、「工事書類簡素化一覧表（案）」は、工事書類の簡素化試行要領が廃止されたことから削除。

表1-1 工事関係書類一覧表【中部地整版】

No.	書類名称	受注者による 書類作成・提出の義務	発注者 書類作成 の 必要性	発注者へ提出必要		発注者保管		備考
				監督職員 へ提出	発注者へ 提出	監督職員へ 提出	発注者へ 提出する 必要の無し	
契約書	1 工事請負契約書	—					○	
	2 共通仕様書	—					○	
	3 特記仕様書	—					○	
	4 発注図面	—					○	
	5 仕様説明書	—					○	
	6 質問回答書	—					○	
	7 工事数量見積表	—					○	
契約関係書類	8 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	○	○				
	9 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	○	○				契約図書で規定された場合に提出する。(工期9ヶ月以上、請負代金額1億円以上対象)
	10 工事工程表	工事請負契約書第2条1項	○	○				
	11 建設共済金収納書	建設共済法(昭和33年法律第22号)第13条(付建設者)第4項(第2号) 共通仕様書1-1-1-40-5	○	○				提出できない事情がある場合は理由を添付して提出する。
	12 請求書(前払金)	工事請負契約書第24条1項	○	○				
	13 VE請求書(契約後VE時)	特記仕様書1-1-1-49	○		○			
その他	14 工事カルテ受領書	共通仕様書1-1-1-45	○			○		*その都度、発注者に提示し、受注者で保管する。
	15 建設ソフトウェア法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第1条					○	
① 施工計画	16 施工計画書	共通仕様書1-1-1-41	○	○				軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期の長さのむずがな変更等の場合)
	17 総合評価計画書		○	○				総合評価方式の技術提案内容も、施工計画書に記載する。
	18 SDOOP品質計画書	H0831行国家標準17号	○	○				
	19 設計図書の前記確認資料 (契約書10条に該当する事項があった場合)		○	○				契約書10条第1項1～5号に該当する事項があった場合のみ監督職員へ提出する。(契約書第10条第1項の範囲を超えないこと)
	20 設計図書の前記確認資料 (契約書10条に該当する事項がない場合)	共通仕様書1-1-1-0-2	○			○		契約書10条第1項1～5号に該当する事項がない場合(設計図書と一致)は、監督職員への提示は、受注者で保管する。(契約書第10条第1項の範囲を超えないこと)
	21 工事測量成果表(図面及び多角形の設置)		○	○				
	22 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)	共通仕様書1-1-1-07-1	○	○				設計図書と差異があった場合のみ監督職員へ報告する。
	23 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)		○			○		設計図書と一致している場合は、監督職員への提示は、受注者で保管する。
	24 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	○	○				
	25 施工体制図	共通仕様書1-1-1-10-2	○	○				
② 工事体制	26 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2					○	調整工務会議、電子メール等で発注者受取方が事前に確認しては不要(規定上の工事5条)
	27 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21					○	発注者が保管
	28 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○				
	29 工事打合せ簿(手配)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○				
	30 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○				
	31 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○				
	32 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	○	○				
	33 関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-05-0	○			○		許可後の資料については、提出ではなく提示でよい。 ただし、監督職員から提出の請求があった場合は提出する。
	34 近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-05	○	○				
	35 材料確認届(指定材料)	共通仕様書1-1-1-0-6	○	○				指定材料のみ提出とする。(設計図書で指定した材料を含む)
③ 発注図書	36 材料納入伝票						○	
	37 段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-03	○	○				*契約図書で規定された場合のみ対象 *段階確認書に添付する資料を別に作成する必要はない。(請負書が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) *監督職員又は現場技術員が確認した場合は状況写真は不要。 *監督職員又は現場技術員が確認して段階
	38 確認・立会届	共通仕様書3-1-1-6-1	○	○				立会届は契約図書で規定された場合のみ提出することとする。(規定以外に提出不要)
	39 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-06-10	○			○		実施状況の提示は、具体的な実施内容は提出不要。
	40 工事事故速報	共通仕様書1-1-1-29	○	○				事故が発生した場合に、直ちに概要を書面で報告する。
	41 工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	○	○				監督職員から作成指示後、1週間を目安に提出する。
	42 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-0-4	○	○				
	43 実施工程表		○			○		監督職員へ提示のみで提出不要。
	44 測定結果総括表(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-0	○			○		監督職員へ提示のみで提出不要。
	45 測定結果一覧表(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-0	○			○		監督職員へ提示のみで提出不要。
④ 出来形管理	46 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-0	○			○		測定数が10点未満の場合は作成不要。
	47 ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-1-23-0	○			○		監督・検査において使用することが無い限り不要。
	48 出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-1-23-0	○			○		監督・検査において使用することが無い限り不要。
	49 出来形別量計算書	共通仕様書1-1-1-7	○			○		数量契約以外の設計図書に保つた数量計算書の提出は不要

No.	書類名称	発注者による書類作成・提出の義務	発注者による書類提出の義務	発注者による書類提出の義務	発注者による書類提出の義務	発注者による書類提出の義務	発注者による書類提出の義務	備考
50	測定結果総括表(品質)	共通仕様書1-1-1-23-6	○					監督職員へ提示のみで提出不要。
51	測定結果一覧表(品質)	共通仕様書1-1-1-23-6	○					監督職員へ提示のみで提出不要。
52	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-9	○					測定数が10未満の場合は作成不要。
53	品質管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-1-23-9					○	監督・検査において使用することが無いため不要。
54	ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-1-23-9					○	監督・検査において使用することが無いため不要。
55	材料品質証明書(指定材料)	共通仕様書3-1-1-9-1	○	○				指定材料のみの提出とする。(設計図書で指定した材料を含む)
56	品質証明書通知書	共通仕様書3-1-1-9-10	○	○				契約図書で規定された場合に提出する。
57	設定請求書	工事請負契約書第34条4項	○	○				
58	請求書(中間納品)	工事請負契約書第34条3項	○	○				
59	指定部分完成通知書	工事請負契約書第35条1項	○	○				
60	指定部分引渡書	工事請負契約書第35条1項	○	○				
61	請求書(指定部分元請払込)	工事請負契約書第35条1項	○	○				
62	出来形内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○				
63	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	○	○				
64	出来形内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	○	○				
65	請求書(部分払込)	工事請負契約書第37条5項	○	○				
66	増補完了報告書	工事請負契約書第31条1項	○	○				
67	増補改定完了届	工事請負契約書第31条1項	○	○				
68	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	○	○				部分使用がある場合に提出する
69	工期延期届	工事請負契約書第19条～22条	○	○				工期延期が発生する場合に提出する
70	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	○	○				支給品を受領した場合に提出する。
71	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	○	○				支給品がある場合に提出する。
72	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-9-2	○	○				建設機械の貸与がある場合に提出する
73	建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項	○	○				建設機械の貸与がある場合に提出する
74	建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項	○	○				建設機械の貸与がある場合に提出する
75	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-17	○	○				現場発生品がある場合に提出する。
76	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-10-7	○	○				中間検査業務時に提出する。
77	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	○			○		産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、提出は不要。
78	完成通知書	工事請負契約書第31条1項	○	○				
79	引渡書	工事請負契約書第31条4項	○	○				
80	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項	○	○				
81	出来形管理資料	共通仕様書1-1-1-23	○	○				出来形管理のうち、「出来形管理図表」を監督職員へ提出する。
82	品質管理資料	共通仕様書1-1-1-23	○	○				品質管理のうち、「品質管理図表」を監督職員へ提出する。
83	品質証明書	共通仕様書3-1-1-9-1	○	○				契約図書で規定された場合に提出する。
84	工事写真	共通仕様書1-1-1-23	○	○				電子納品等運用方針(内訳書)【土木工事編】に基づき、電子媒体で提出する。(他の工事写真は提出不要)
85	完成写真		○	○				土木工事業務作成提出書類に基づき、紙媒体で提出する。
86	総合計検査報告書 (技術検査の履行確認チェックシート)						○	検査時までに監督職員により作成。
87	創業工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	特記仕様書3-1-1-16 共通仕様書1-1-1-16	○	○				創業工夫を実施すれば提出できる。
88	工事完成図	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-9	○	○				電子納品等運用方針(内訳書)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
89	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-9 特記仕様書3-1-1-9	○	○				電子納品等運用方針(内訳書)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び紙の成果品で納品する。
90	再生資源利用計画書(実施書) (建設資材を搬入する場合)	共通仕様書1-1-1-18-6	○			○		計画書は、施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合) 実施書は、該当する再生資源がある場合に提出する。
91	再生資源利用計画書(実施書) (建設資材を搬出する場合)	共通仕様書1-1-1-18-6	○			○		計画書は、施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合) 実施書は、該当する再生資源がある場合に提出する。
92	新技術活用関係資料	特記仕様書1-1-1-50	○			○		新技術(NETIS)実施工事の場合に提出する。
93	概入札コスト調査	特記仕様書1-1-1-44	○			○		概入札工事の場合は完成日から90日以内に提出する。

2. 請負者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。
 対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成18年4月19日）に準拠しなければならない。
 また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に提示を依頼するものとする。

特仕1-1-16 創意工夫
 請負者は、「共仕」第3編1-1-16 創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に施工計画書に記述するとともに、**実施状況を所定の様式に記載し報告することができる。**

特仕1-1-17 施工体制審査員制度
 1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については施工体制審査員制度の対象工事とし、以下によるものとする。
 (1) 本工事の施工体制審査業務を担当する施工体制審査員の氏名は**設計図書**によるものとする。

特仕1-1-16 創意工夫
 請負者は、「共仕」第3編1-1-16 創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に施工計画書に記述するとともに、**実施状況を所定の様式に記載し報告することができる。**

特仕1-1-17 施工体制審査員制度
 1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については施工体制審査員制度の対象工事とし、以下によるものとする。
 (1) 本工事の施工体制審査業務を担当する施工体制審査員の氏名は**設計図書**によるものとする。

修正

- (2) 施工体制審査員が監督職員に代わり現場等で施工体制の審査を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。
また、書類（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
ただし、施工体制審査員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、**指示、承諾、協議及び確認**の適否等を行う権限は有しないものである。
- (3) 監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を施工体制審査員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (4) 監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は施工体制審査員を通じて行うことができるものとする。

特仕1-1-18 土木工物品質確認技術者

請負者は、設計図書で土木工物品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工物品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。但し、低入札価格調査制度の調査対象工事及びISO認証取得活用工事として承認された工事は本制度を選択できない。

- (1) 請負者は、土木工物品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工物品質確認技術者を配置しなければならない。
- (2) 土木工物品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工物品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工物品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**するものとする。なお、土木工物品質確認技術者を変更した場合も同様とする。
- (3) 土木工物品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式および確認した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。
- ①表1-5「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により確認。
- ②土木工事共通仕様書第2編材料編第1章一般事項第2節表1-1「指定材料の品質確認一覧」に示す材料について臨場若しくは試験成績表等により確認。
- ③表1-5に記載のない工種については、別途段階確認等について、監督職員と**協議**し定めた内容。
- (4) 請負者は、品質確認の実施にあたり、段階確認や指定材料の品質確認の項目を施工計画書の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工物品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章1-1-8、「特仕」第3編第1章1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねて実施することができるものとする。
- (6) 土木工物品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・既済・中間等）に立ち会わなければならない。
- (7) 土木工物品質確認技術者を選択した場合は、上記（3）の段階確認および指定材料の品質確認に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

- (2) 施工体制審査員が監督職員に代わり現場等で施工体制の審査を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。
また、書類（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
ただし、施工体制審査員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、**指示、承諾、協議及び確認**の適否等を行う権限は有しないものである。
- (3) 監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を施工体制審査員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- (4) 監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は施工体制審査員を通じて行うことができるものとする。

特仕1-1-18 土木工物品質確認技術者

請負者は、設計図書で土木工物品質確認技術者を選択できる対象工事と明示され、土木工物品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。但し、低入札価格調査制度の調査対象工事及びISO認証取得活用工事として承認された工事は本制度を選択できない。

- (1) 請負者は、土木工物品質確認技術者を選択した場合は、中部地方整備局長が認定した土木工物品質確認技術者を配置しなければならない。
- (2) 土木工物品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者とする。また、土木工物品質確認技術者を定めた場合、**書面**により氏名、資格（土木工物品質確認技術者認定証の写しを添付）、経験（過去5カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**するものとする。なお、土木工物品質確認技術者を変更した場合も同様とする。
- (3) 土木工物品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとし、実施した内容を記載した様式および確認した資料等を整備・保管するものとする。また、資料等は完成時に**納品**するものとする。なお、施工途中において監督職員及び検査職員の請求があった場合には速やかに**提示**するものとする。
- ①表1-5「品質段階確認一覧表」に示す段階について臨場等により確認。
- ②土木工事共通仕様書第2編材料編第1章一般事項第2節表1-1「指定材料の品質確認一覧」に示す材料について臨場若しくは試験成績表等により確認。
- ③表1-5に記載のない工種については、別途段階確認等について、監督職員と**協議**し定めた内容。
- (4) 請負者は、品質確認の実施にあたり、段階確認や指定材料の品質確認の項目を施工計画書の（15）その他に記載しなければならない。
- (5) 土木工物品質確認技術者の資格を有する者は、「共仕」第3編第1章1-1-8、「特仕」第3編第1章1-1-8の品質証明における品質証明員と兼ねて実施することができるものとする。
- (6) 土木工物品質確認技術者は、原則として技術検査（完成・既済・中間等）に立ち会わなければならない。
- (7) 土木工物品質確認技術者を選択した場合は、上記（3）の段階確認および指定材料の品質確認に要する費用については、別途監督職員と**協議**するものとする。

修正

時点修正

